

第2回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月28日(金)午前9時27分から午前9時56分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健	一登
会長職務代理者	11番	山本	則明
委員	1番	居内	和秀
	2番	鬼塚	直伸
	3番	鎌田	優一
	4番	川崎	稔
	5番	遠藤	貴政
	6番	福田	一雄
	7番	松尾	英義
	8番	藤田	圭一
	9番	中川	毅
	10番	立石	一毅
	12番	小田切	廣
	13番	佐々木	
	14番	鈴木	
	15番	矢木	
	16番	首藤	

5. 議事日程

議案第1号	現況証明について
議案第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第3号	農地等の所有権移転について
議案第4号	農地等の賃借権の設定について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	保有合理化事業に係る買入協議について

6. 議事録署名委員

1番	居内和則
2番	鬼塚秀明

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	本間保司
農地係長	石岡英樹
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	猪股路子

8. 会議の概要

事務局長

開会前に先立ちまして、第 24 期の初めての議案審議となりますので、議案審議の際の発言方法についてご説明いたします。

(説明)

それではただ今より、網走市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてでありますけど、網走市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくをお願いいたします。

議長

本日の出席委員は、17 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会をいたします。

本日の会議の議事録署名委員として、1 番居内委員、2 番鬼塚委員の両委員を指名いたします。それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 1 号の説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号「現況証明について」については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 2 号の説明)

なお、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、第 18 条第 1 項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料 No. 1 の 1 ページに記載しております。以上でございます。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第 2 号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。次に議案第3号「農地等の所有権移転について」を議題といたします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の1ページの2ページから3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。次に議案第4号「農地等の賃借権の設定について」を議題といたします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の4ページに記載しておりますように、第2項第2号につきましては、借人が農地所有適格法人以外の法人のため不許可要件に該当します。しかし、1番、農地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること、2番、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもと、継続的安定的に農業経営を行うと見込まれること、3番、法人の業務を執行する役員等のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、この3点を満たしておりますので第3条第3項の但し書きに該当し、解除条件付き賃貸借の許可をすることができます。また、第2項第5号につきましては、借人が耕作の事業に供すべき農地は網走市の下限面積2ha以下であるため、不許可要件に該当します。しかし、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、今回はハウス栽培ですが、その経営が集約的に行われるものであると見込まれるため、農地法施行令第2条第3項1号に該当し、不許可の例外となります。また、そのほかの項目は、現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでござい

ます。

もう一つですが、お配りしております農業委員会研修テキストの14ページをご確認ください。この、解除条件付き賃借を許可しようとする場合、農業委員会はあらかじめ市町村長に通知を行うこととなっております。これを受けまして15ページで農地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する観点から必要があると認めるときは、市町村長は農業委員会に意見を述べるができることになっております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番

農地については有効利用してくれるということで理解しましたが、単価が35,000円とあまりにも高いので地域に及ぼす影響とか網走市の平均の農地単価にも影響を及ぼすのではないかと心配をるところです。作る作物も限られていて、我々が作る作物と違うので二見ヶ岡の地域の農業に影響を及ぼすのではないかと。

事務局長

事務局からも説明させていただきましたが、2ヘクタールの下限面積がありますが、これは集約栽培ということでイチゴということで2ヘクタールには適用外であるということで話をさせていただきました。高収益作物を栽培するというので、単価35,000円は地域に及ぼす影響はないと事務局では判断しております。あとは3条申請ということで、相対で決めた金額と認識しております。

議長

5番委員、よろしいですか。

5番

地域に及ぼす影響は心配ないということであればわかりました。

11番

ハウスでイチゴをやっていて、我々畑作の数十町と同等の収入をあげられる。35,000円もこれから見ると全然安いのかなと思う。そのため、地域に及ぶ影響は全くありません。

議長

他ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載して

おります。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番
議長

議案第5号につきましては、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第6号の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので網走市農業委員会第2回総会を閉会いたします。